

第5回 京丹後市庁舎整備検討委員会 会議録

- 開催日時 令和2年12月16日（水）午前9時40分～午前11時40分
- 開催場所 京丹後市役所 2階 205会議室
- 出席者氏名
 - ・京丹後市庁舎整備検討委員会委員
藤村肇委員、川口勝彦委員、井本勝己委員、下岡啓二郎委員、入江範久委員、森本賢一郎委員、行待佳平委員、森重敬委員、村岡繁樹委員、江浪敏夫委員、藤田一彦委員、中村基彦委員、田崎敬章委員、藤井美枝子委員、小林朝子委員、松本純子委員
 - ・京丹後市庁舎整備検討委員会アドバイザー
大庭哲治アドバイザー（オンライン）
 - ・事務局
川口市長公室長、松本政策企画課長、平課長補佐
山本都市計画・建築住宅課長、安達主任
- 次第
 - 1 開会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 会議録確認者の指名
 - 4 議題
 - (1) 庁舎整備・庁舎再配置の推進状況の検討、評価について
 - ・アンケート結果
 - (2) 答申について
 - 5 閉会
- 公開又は非公開の別 公開
- 傍聴人の人数 10人
- 要旨

《議事経緯》

事務局：皆さん、おはようございます。大変な大雪になりまして、駐車場の方とか、車を停めにくかったと思います。色々ご迷惑をお掛けしておりますので申し訳ございません。まだ到着されていない委員の方、3名いらっしゃいますが、30分程度遅れるとお聞きしておりますので、10分程度、開始が遅くなりましたけれども、始めさせていただきたいと思います。

令和2年度第5回京丹後市庁舎整備検討委員会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、本当にお足元の悪い中、また、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の委員会の欠席の方でございますが、京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部の齊藤委員さま、農業経営者会議の野村委員さま、老人クラブ連合会の森口委員さま、京丹後青年会議所の大西委員さまから欠席の連絡を受けています。

京丹後市庁舎整備検討委員会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席がありますので本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。また、アドバイザーの大庭先生につきましては、オンラインの参加ということでお世話になります。よろしく願いいたします。それから、丹後広域振興局の水嶋部長さまは欠席でございます。それでは、開会にあたりまして行待委員長からご挨拶をいただきます。よろしくお願い致します。

委員長 : 皆さん、おはようございます。3年ぶりの積雪かなと思いながら、市役所の駐車場を見て、びっくりして、車を放って来たような感じです。

委員の皆さまには、活発にご討議いただきまして、第5回を迎えるわけです。第4回までの議事録を読ましていただいておりまして、率直な感想としては、行ったり来たりみたいな部分もあったり、深めたり、という部分で、いろんなご討議をいただきまして、大変ありがたく思っております。開会にあたって、アメリカの大統領ビル・クリントンが当時、日本に来た時に、日本の産業界というのは、シャープが代表する液晶テレビが活躍して、というようなことだった。その時に、ビル・クリントン大統領は何と言ったかと言うと、余裕のある感じで日本も頑張りなさい、みたいな感じのことを言われたんです。後日、どうなったかと言いますと、情報技術がその頃にもう、今でいうG A F Aですね。それが、アメリカが相当自信を持って、その頃から将来を見定めておったということです。我々も、将来に渡って、今の現状ではなくて、将来どうやったらということで、委員の皆さまにはご討議いただいてきました。現状に甘んじることなく、将来に禍根を残さないように、いろんなご意見を持って、答申に向けた会議になればと思いながら、開会にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局 : ありがとうございます。次に資料の確認をさせていただきます。席上にお配りしております資料でございます。

(配布資料の確認)

今まで、事前に資料をお配りさせていただいておりましたけども、本日の資料はアンケート結果のみでございまして、本日の会議の中で十分に説明をさせていただきますので、事前配布をしていなかったことでありますけども、ご了承をいただきたいと思います。

それでは京丹後市庁舎整備検討委員会条例第6条第1項の規定によりまして、委員長が会議の議長となります。ここからは委員長に議事進行をお世話になりたいと思います。よろしくお願い致します。

委員長 : それでは次第に沿いまして進めさせていただきます。まず会議録確認者の指名をいたします。京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議録の内容について会長が指名した者の確認を得るものとされていますので、私から指名させていただきます。大変

お手数でございますが、久美浜町区長連絡協議会の森本さま、京丹後市文化協会の田崎さまにお世話になりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは議題に入っていきたいと思います。(1) 庁舎整備、庁舎再配置の推進状況の検討・評価について、ということで、前回の検討委員会で、「6つの評価項目」の評価や、A案・B案以外の案があれば出していただくこととなりました。それを受けて、各委員から意見を聴取し、事務局の方でまとめていただいています。その上で、集計結果につきまして、事務局から説明をお願い致します。

事務局： (資料1について説明)

委員長： アンケートの結果につきまして、事務局からの説明でした。これについての、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。今日、お渡しした資料ですので、少し時間をとりたいと思います。

事務局： 追加で説明をよろしいでしょうか。

(資料1の3ページから5ページを説明)

委員長： ご質問等賜りたいと思います。

アドバイザー： ご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長： どうぞ。

アドバイザー： 本日はすいません。そちらにお伺いできず、オンラインという形で参加させていただいております。議論される前に、確認させてください。資料の4ページの⑤資金計画というのがございます。合併特例債の活用について、A案優位、B案優位、両案に差はない、という形で、それぞれ5人、2人、13人というデータをお示しいただいています。読み方としては、もし整備をするなら、基本、全員活用したいと捉えていいのでしょうか。どのように捉えたらいいのでしょうか。事務局からご説明いただきますと助かります。

事務局： ありがとうございます。ここの資金計画の質問につきましては、もともとの評価のアンケートの中身の項目について、令和6年度までの活用が可能ということで、活用することが望ましい、というふうなことでのご意見でございます。

アドバイザー： 承知しました。ということは、皆さん基本的に整備するのであるならば、活用はした方が良いというのは、おそらく全員同じ見解をお持ちだと、そういうふうに読めるということよろしいですか。

事務局： もともとのアンケートの中で、合併特例債の活用ということで、繰り返しになりますが、令和6年度までの活用が可能ということで、両方、同じ表現で置かせていただきました。それに対して評価をいただいたことですが、全ての委員の皆さまが、それに対して同じ意見というふうなところまでは言えないと思います。他にもご意見いただいている部分もありますので。ただ全体的には、特例債を活用するというご意見が多かったのかなと捉えています。

アドバイザー： 分かりました。ありがとうございます。

委員長： 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

今まで、第4回まで議論を重ねて、その集約的なアンケートなんです。それを受けまして、答申のたたき台を作っていないといけない。我々、委員長、副委員長で原案を作らせていただいております。それをお示しをさせていただいて、原案に対するご意見を伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。委員の皆さんよろしいでしょうか。

(委員了承)

そうでしたら、アンケート受けて、皆様のご意見を賜った上で、答申(案)としてたたき台を作りました。お配りをした上で、事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 読み上げが中心になると思いますが説明の方をさせていただきます。先程、委員長がおっしゃいましたように、委員長、副委員長の確認のもとで作成した答申(案)をお配りをさせていただきます。

(答申(案)について説明)

委員長： この答申(案)についてのご意見等をお伺いしていきたいと思います。その前に、私の方から一点補足をさせていただきます。3ページ一番最後の附帯意見のマルの6つ目なんですけど、集約化や現状維持等いろんな案が出ている中、地域拠点や都市拠点の整備というものに、皆様のご意見がある程度集約されているところがあり、それをまとめたような文で6つ目を入れさせていただいている、ということも補足させていただきます。それでは、ご意見ご質問を賜りたいと思います。どうぞ。

委員： この案につきましては、基本的には結構かと思うんですけども、審議結果のA案優位という表現について、アンケート結果ではA案優位が10人おられ、B案優位、差なし、評価できないっていうのが、個人的に思うのが、A案優位とは思わないという方が逆に10人おられるんじゃないかというような理解もしているんです。ということは、A案優位とします、という表現がはたしていいのか、ちょっと疑問に感じています。

委員長： ありがとうございます。今の意見につきまして、ご意見のある方をお願いしたいです。どうぞ。

委員： 今の意見に私も賛同です。均衡している、10対10という、A案が絶対的に優位ではないというふうに読み取れます。従ってA案以外の案もある訳ですから、半々かなと受け取れます。表面上はなんとなくA案優位みたいに書かれていますけど、読ませていただいたらA案の方の優位の理由を書いている方は少ないですね。なぜA案が優位なのかということ。むしろそれ以外の方が、理由を書いている方が多い。それがどうなのかなという感じがします。

委員長： それぞれご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

委員 : アンケートの結果を見させていただきますと、単純集計でいきますとA案優位という事実は動かないということは理解していかんなんと思うんですが、重視する項目というのをまとめていただいてまして、「市民にとって利用のしやすさ」が8で一番多い。それから「合併特例債の活用」というのも8で、この2つの項目が非常に重視する項目として皆さんあげておられる。この項目の評価を見てみますと、「市民にとって利用のしやすさ」の結果が「両案に差がない」が突出して多い。利用のしやすさでは両案に差がない。それから「合併特例債の活用」という項目を見ますと、これについても「両案に差がない」が突出して多いという結果です。皆さん方も気付いておられると思いますが、A案・B案というのは、そんなに差がないし、その方向で進めることに対しても疑問を持ちながら、AかBかということの評価するとAなのかな、というふうにペンを走らせたと思えたりするところがあり、全体としてはA案優位ということを実際立たせた答申よりも、慎重に検討すべきではないかという考え方が今のアンケートから読み取れるのではないかと思います。

委員長 : 他にご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

委員 : 私の思いです。アンケートについては分析、見方はそれぞれあると思いますし、答申書（案）4番の附帯意見、これは重要視していかんなんと思えます。市民局のこと、職員駐車場のことにもふれておられますし、私の思いとしてはこの附帯意見でいいと思います。基本的にはこの答申書（案）に賛成です。

委員長 : 他にご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

委員 : 損得勘定だけの意見になってしまいますが、コロナ禍でgo toキャンペーンなど国の予算を使ってしまい、行政に対する予算が無くなると思うんです。それが合併特例債という大義名分がある中で、絶好のチャンスだと思います。数年後に先送りして庁舎を考えるととなったら、合併特例債が使えなくなると思います。そこら辺を踏まえて、各個人の家と考えたら、助成金があり風呂を直しますかという時には、それにのった方が得ではないか。必要なものを作らなければならないのが現実なんです。行政の予算の局面だけで言うと、A案とB案は、結局お金の掛かり方が違うので、後世に良いものを残してあげた方がいいのかなという率直な意見です。

委員長 : ありがとうございます。まだまだご意見があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 : 少数意見を相当尊重されていますし、この答申（案）に賛成をします。また、附帯意見も十分書かれている。様々に配慮されている答申（案）ではないかと思います。A案優位というのは否めない。半々ではないかという意見ですが、差がないんですから、それは（A案以外で合計して）カウントしてつけるべきではないし、A案優位というのは至極普通のことです。こういうふうに判断していただきまして、この答申（案）に賛成をいたしま

す。また、こういう委員会などにおいては、必ず市民局の機能充実というのがあがってきます。まず出ないことは無いです。私は十分充実しているのではないかと考えています。峰山だけ市民局の扱いが違うんですけども。これ以上、何をどう充実させるんでしょうか。という疑問を常に持っています。以上です。答えをいただくとは思っていません。

委員長 : ありがとうございます。他の委員からもご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

委員 : 答申(案)については、賛成をしていきたいと思います。結局、本庁機能集約化基本方針というのが平成27年に出て、これの内容というのが、峰山庁舎近辺に必要最小限の費用で本庁機能を集約するというのが基本方針で決まっている。これをどう評価するかという格好での議論が、この委員会ですとA案・B案ということで出てきましたけども、この基本方針を否定するようなことは、私は無かったと思います。この基本方針を尊重した上で、庁舎整備をしていく。その庁舎整備に係るの基本的な問題というのは、庁舎をどのように集約するか、どの位置にどの規模で建てるかというのは、やはり政策的なことが多く、大きな意味を持つということで、これは市長の意見、議会の判断、そういうものが尊重される話だろうと思っています。我々、この委員会では、庁舎整備の方針が出てる中で、その庁舎整備に対してどのようなまちづくりの為の機能を持たせるか、いろんな市民目線での意見をもっと出して、答申に盛り込んでいけたら良かった。最後、委員長も言われましたが、附帯意見の一番最後、子育てとか図書館機能とか、そんな意見が一項目あがっていますけども、この委員会ではもっとその部分を膨らませて、各方面の立場から来ておられますので、そういう意見をもっと汲み取って、答申に盛り込めたら良かったかなと思っています。以上です。

委員長 : ありがとうございます。A案優位という文言の話がでています。それから、この文案でもいいというご意見も伺っています。附帯意見についてはもう少し付け加えをということでも、今出していただいたら盛り込めるかなと思いますし、それぞれご意見を賜ればと思いますので、よろしく願いします。

委員 : 先程の意見の補足をさせていただきます。アンケート結果の資料の2ページ。個人ごとの相対評価は確かにA案優位が10人おられるんですけども、個々の評価を見ましたら、一番下に計の欄がございます。A案優位とかB案優位、両案に差はないとかの総合計が書いてあります。個別に見ると、A案優位というのが155、両案に差はないが125、B案優位が46、両案とも評価できないが48ということで、相対評価では私が先ほど言わしてもらったように、A案だけではないよと。この評価の総合計を見ると、A案以外の評価の方が多いというふうに読み取れると理解している。そうなってくると、単純にA案優位という表現がいいのかどうか疑問に感じてい

る。それから、ここで言うべきことではないかも知れませんが、本庁機能集約化基本方針の決定の時に、前の委員会の時に私も出席していました、その時に1回で決めるのではなく、もう少し議論を深めてから方針を決めるべきだと、その当時から思っていました。それが、ずっと引き継いで今議論されているんですけども、そこら辺も含めながら再検討するべきではないかなと思っています。以上です。

委員長
委員

： ありがとうございます。ご意見賜りたいと思います。

： アンケート結果の見方、いろいろと捉え方あると思います。特に、差はないという意見は、立場立場によっていろんな捉え方ができると思いますので、そこをどういうふうに斟酌するかということがあろうかと思えますけども、基本的にはこの答申（案）が良いと思います。ただ、今いろいろと出ている意見を、どう斟酌して答申に入れていくかというあたりを考えていただけたらと思います。以上です。

委員長
委員

： ありがとうございます。他にご意見賜りたいと思います。

： この答申（案）はしょうがないのかな、というふうに見ていたんですけど、「1 はじめに」のところもそうなんですけども、合併特例債というのが主語になっている感じがしていて、実際、京丹後市がどういうまちにしていきたいか、この建物を建てたいだとか、必要ないのかだったり。期限がくるから急がないといけないというのが前提にあって、まちがどうしていきたいとか、市役所職員がどうやって働いていきたいのか、市民がどう思っているからこういう議論になってますというのが、全て抜け落ちているような気がします。附帯意見のところ以外は、すごい無感情な答申（案）だなと感じています。これ以外の審議会で、総合計画審議会にも参加させてもらっていたんですけども、そちらの方は京丹後市ってこういうようなまちになっていったら欲しいという気持ちを盛り込んだような形で、最終的に出来上がった答申にしたなという感じです。本当に良いものが出て来た時に、シンボリックなものになる。豊岡市でも、市役所を中心にいろんな事が繰り広げられている状況もあるので、A案が絶対に嫌だと思っている訳ではないです。ただ、このA案優位というのが、これからどんどん進んでいって、もし決まった時に、ダサいどうしようもない建物が建てても、あの時に賛成したじゃないかという形で承認されていくようであれば、すごく怖いと感じていて、A案の中でも、どういう建物だったら建てていいとか、古いままでアップデートされていない設計だったりデザインの建物は、行政が造る建物はこんな感じだよなって、出来上がってからこの時にA案にしたからとなるのが、この答申（案）を読んでいて、怖いと感じたことです。これは、A案かB案か評価するための委員会ですね。最後のアンケートを取ってから、C案に対してまとまった意見はないと書かれていたんですけど、そもそも出してから次の委員会がこれだったので、まとまっているはずもないと感じています。このアンケートは2回

目、3回目くらいの時に出て、4回目くらいの時に検討すべきことではないかなと思うんですけども、答申の期限的に、こういう形になってしまうのはしょうがないと思いますし、これ以上、もうやりようがない、今のベストな状態の答申書ではあるかなと思います。どうこうして欲しいという意見ではないです。以上です。

- 委員長 : ありがとうございます。他にご意見賜りたと思います。
- 委員 : この審議会というものが、何を目的としているかということですけども、最終的に、議決されるのは市長であり、議会だろうと思う。私達は意見を述べるということで、この審議の結果なんですけども、多数決で言えばA案優位としますというのは成立するかもしれませんが。だけれども、先程何名かの方は、その表現は自分としては納得できないというような意見を言われていると感じましたので、審議会は多数決でなくてもいいんじゃないか。実際に様々な意見を取り上げておられますので、反対意見等も。ですから、ここは事実を記載するというで。例えば、B案優位とする評価は少数でありました、というのは確かに数字上ではそうかもしれませんが。ただ、見解、考え方は多分、もっと研究者の方とかから見たら、違う展開がこのアンケートの分析で出されるかもしれませんが、やっぱり事実を書いておいた方がこの審議会としては良いのではないかと。ですから、「優位とします」というのがどうか。どうしてもこれを表現しないとイケないということであれば、やむを得ないですけども。ここを取られて、「B案を優位とする評価は少数でした」という事実を述べて、答申した方が、各団体の代表の方がこの場に来られて、責任をもって言われている訳ですので、皆さんがこれで良いということであれば良いですが、そこがひっかかりますので、もし、そういうことが可能なら、そうしていただけたらなと思います。
- 委員 : 答申（案）を読ませていただいて、非常に分かり易く、スカッとしている感じがします。ただ、今までと違って今日初めていただいた。今まででしたら、事前に頂いていました。それが無いので、いきなりこれで良いですかということ、どこを直すかなというところです。ただ、少数の意見についても配慮されていると思い、基本的にはこれで良いように思いますが、1つ。答申（案）の2ページ、審議の結果の表現の仕方。今、ここで、どうするのかは言えませんが、ここは少し考えた方がいい。特に、両案に差はないが125もあるわけですから、ここの捉え方です。無理やりA案でいくのか。別に再配置でもいいんじゃないか、とか。いろんな捉え方がある。審議の結果の中で、ここをどう表現されるのか。他は、読ませていただいて、非常に誰が読んでも分かり易いなと感じました。以上です。
- 委員長 : ありがとうございます。他にご意見賜りたと思います。
- 委員 : よくまとめた答申かなと思いますので、これで賛成したいと思います。

委員 : この答申（案）で賛成でございます。一人一人の方のご意見も書かれていますけど、A案でいていただきたいと思います。以上です。

委員長 : ありがとうございます。どうぞ。

委員 : 今まで皆さんのいろいろな意見を聞かせていただいて、答申（案）の方で、審議の結果の表現の仕方で、「差がない」というところの区分がたくさんあったところも少し触れてもらった方が良いのかなというのは思いました。

委員長 : だいたいご意見賜ったとは思いますが、2ページ目の審議の結果のあたりの表現を少し考えて欲しいというご意見がありました。その他にも、附帯意見について、この答申（案）につきましてはかなり行間がたくさんある、とご理解いただいているかなと思いますけども、まだ足りないというご意見があれば出していただきたい。少し休憩を挟んで、頭を整理していただいたらと思います。5分ほど休憩をしたいと思います。

（休憩）

それでは、再開いたします。今、いろんなご意見を賜ったわけですが、全体を通しまして、もう少し付け加えておきたいご意見がございましたらお伺いしたいと思います。どうぞ。

委員 : 附帯意見の書き方です。「望まれます」と書いてありますが、もっと強い要望みたいなかっこうで書くべきではないか。附帯意見というのは、こういう書き方をするものかどうかわかりませんが、もっと強い口調で書いた方がいいのではと思います。

委員長 : ありがとうございます。表現ですね。内容ではなく。

委員 : そうです。こういうことを要望するなら、もっと強い口調でしないと。「望まれます」だけでは、どうでもいいですね、となってしまう。

委員長 : どうでもいい、ということではないですが。今のご意見に対して、皆さん、どうでしょうか。こういう表現にしたら、などのご意見でもいいです。語尾の問題かなと思います。反対がなければ、語尾を変えたらと思いますが。

委員 : 前段で「配慮されるように望みます」とあるわけですから、後の1つ1つのマルは「図ること」など、ここで止めたらいい。最初に「望みます」があるわけですから、全てに付ける必要はないと思います。

委員長 : 今のご指摘ですが、いかがでしょうか。

委員 : 前段の「配慮されるように望みます」を削除して、「意見を付します」で止めていただいて、各項目について、先程のご意見のとおり「図ること」などで止めたら、より強くなると思います。

委員長 : 他にご意見はありませんか。アドバイザーの方から、今のところのご意見いただけますでしょうか。

アドバイザー : 附帯意見に関しまして、附帯意見に書かれている以上は、皆さん、少なからず希望する、望まれるといえますか、やや強い意味合いで望まれると

いう趣旨だと思しますので、皆さんのご意見は反映されているのかなと思います。項目により、望む程度に違いがあるのならば、そこに差を設けるなり、文言で差を表すということはあると思います。

委員長 : ありがとうございます。附帯意見のマルが6つある中で、優先順位はないと思っていますが、皆さんはどうお考えですか。全て附帯意見とすることで整理したいと考えます。

アドバイザー : よろしいでしょうか。先ほどの議論を踏まえつつ、附帯意見についてコメントさせていただきたいと思います。

各委員の方々から大変貴重な意見を賜ったと思っています。その中で、特に重要だと思いましたが、今回の委員会では、整備をするのかしないのか、に議論が集中してしまうことが多いのですが、その整備した後の活用のあり方ですとか、そもそも市民が市役所をどう目指すのかっていうのは議論できていなかったことは、ごもっともでございますし、今後、活用のあり方についても議論できるような、そういう議論も反映できるような形で整備が進められていくのが望ましいだろうと考えています。活用のことも踏まえながらの整備をどう考えていくのか、ということが附帯意見の中で少しでも反映されるといいと思いました。

次に、附帯意見が非常に大事だというご意見がありました。今回、限られた時間、情報の中で議論することになりましたので、当然、素直にA案ですとか、B案或いは明確に判断するのは難しかったんじゃないかと思えます。ですので、附帯意見でどう補足するのが大事なことであり、非常に重要かなと思っています。

それから、アンケートのことで、事実を示すべきだという意見がありました。そのとおりだと思います。今回、市民目線での庁舎整備のあり方について、ご意見、お考えを賜った。その事実を示す中で、答申の方向性として、A案の方向なのかなと。どちらも差はない、という意見もありました。判断は難しい部分ではありますけども、A案が多かったということと、A案ではないけれども、B案の良い部分を今後A案の中に取り込むことが可能であるならば、是非取り込んでもらいたいと思いますので、そういう形で附帯意見の中で反映できればと思いました。

1つ抜けているかなと個人的に思ったのが、今後の近未来における動向なども、整備の中で反映できるものは配慮してもらうことも、附帯意見に入ってもいいのかなと思いました。以上です。

委員長 : ありがとうございます。附帯意見というのは、答申（案）では非常に重要な位置付けになります。そういう意味では、アドバイザーの方からいただいていますご意見なども含め、附帯意見に付け加えるご意見があったら、いただければと思います。いかがでしょうか。

附帯意見等、これで良いというご意見もございますし、微妙なところにつきましても、庁舎の活用のあり方についての部分、これからの近未来に

向けて変更が必要な時には柔軟に変更していくなどの附帯意見は重要なかなと思います。そういった文言も附帯意見に加味することで良いと思いますが、どうでしょうか。

委員 : この答申の中で一番重要なのは、附帯意見もそうなんですけど、審議結果の書き方だと思います。例えば、「両案に差はないとする評価が3割あった」とあり、じゃあA案優位がいくらあったかという、38.7%なんです。先程意見があったように、46（B案優位）と125（両案に差はない）を足すと171ですから、これをどういれるかですね。両案に差はないとする分析を書いていたかかないと、すっきりしない。実際、A案優位は全体の400からすれば、38.7%なんです。ここの書き方はもう少し見直していただいて、125（両案に差はない）を分析して書いていただいた方がいい。これではA案優位ですとってますが、4割ないですからね。検討いただければいいかな。事前にもらっておけば、こういう文言にしたらと言えますが。以上です。

委員長 : ありがとうございます。事実的に記載していく上で、優位であるというのはそれも事実です。だから、両方を加味した上で、両案差がないというのは、両方を加点する考え方もできますし、色々な考え方がありますので、事実を載せてしまう。そういう中での優位、ということで記載したらどうかと思います。いかがでしょう。

委員 : 審議の結果の思いですけど、文面が評価、とありますが、アンケートには項目ごとのチェックをしましたので、「評価」に「項目」をつけて「評価項目」としてはどうかと思いました。

委員長 : ありがとうございます。ここの表現につきましては、事実をあげていくということで、原案を作らなければならないが、この場では難しいかなと思います。事務局と、正副委員長にお任せをいただけませんか。議論はできてますので、事実をあげながら、項目をあげながら、A案優位というのは書かざるを得ないと思います。という形で、文言をつけていきたいと思えます。

あと、附帯意見についても、こちらの方で、付け加えるべきところは付け加えて、それをこちらに預けていただいた上で、文書としては確認していただく作業が必要でしょうか。こちらに預けていただいて、今の内容をあげて、最終的にはお渡しします。

委員 : 委員長に一任します。

委員長 : 皆さん、よろしいですか。

委員 : やっぱり見せていただいて、メールか何かでも結構です。それから答申していただきたい。

委員長 : 委員会は開かずに、各委員に提示はさせていただくことでよろしいですか。

委員 : 異議なし。

委員長 : そうでしたら、審議の結果と附帯意見につきましては、正副委員長の方で再度、検討させていただくということで答申（案）を作りあげていきたいと思えます。

この他に、何かご意見がございましたらご発言いただいたらと思えます。

予定していました審議は以上です。事務局にお返しします。

事務局 : ありがとうございます。今の確認ですが、答申（案）につきまして、再度、正副委員長と事務局とで修正すべきところが他にないのか、という観点で見直しをしながらまとめ、その案について各委員に確認をいただく、ということ。気になりますのが、各委員からいろんな意見があった時に、それをどうまとめていくのか、というのがあります。今日、だいたい意見をいただいていますので、修正とか付け加えについては、正副委員長の方に一定お任せをいただくのが基本なのかなと思えます。もう1回、委員会を開いて、こういうやりとりとなると、同じ様な感じにもなりますので。

委員長 : 各委員には確認だけということにしておりますので、こちらに全面的に委ねて頂いたということで確認しました。事務局は心配なくと思えます。

事務局 : ありがとうございます。そうであれば、今日の第5回でもって、庁舎整備検討委員会については、審議を終了させていただくこととなります。それでは、閉会にあたりまして、藤井副委員長からご挨拶をいただきます。

副委員長 : 皆さま、お疲れ様でございました。京丹後市庁舎整備検討委員会の第1回目は8月26日に開催し、本日、答申に向けて真剣にご審議をいただき、ありがとうございます。私の思いなんですけど、前三崎市長、そして中山市長のお二人の考えは、同じではないかなと思っております。というのも、合併特例債についても、令和6年度が活用期限となっておりますし、庁舎の耐用年数、耐震など、市民の皆さんの安全・安心を考えておられることと思えます。市の職員が、効率よく仕事ができることが、市民サービスにつながってくると思えます。本当にお二人とも、市民のみなさまの為に、お仕事がんばってこられたと、私は思っております。

本日、ご審議いただき、皆さまから貴重なご意見いただきました。後は、正副委員長の方で修正させていただきながら、皆さまにご報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日、皆さま、本当にありがとうございました。

事務局 : ありがとうございます。長い間、ご審議いただきました。本日でこの委員会については終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。